ジャック福祉用具ステーション 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ジャックが設置するジャック福祉用具ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態(介護予防にあっては、要支援状態)の利用者に対し、適切な指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の選定の援助・取り付け・調整等を行い、指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]を貸与することにより、指定福祉用具貸与においては、利用者の日常生活の便宜を図り、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとする。(指定介護予防福祉用具貸与においては、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものとする。)
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を 介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族 に対して適切な相談又は助言を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う ものとする。
- 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11年厚生省令第37号)、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平 成十八年厚生労働省令第三十五号)」、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設 等施設の基準等に関する条例(平成24年3月21日条例第4号)」に定める内容を遵守し、 事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 ジャック福祉用具ステーション
 - (2) 所在地 兵庫県洲本市中川原町三木田331番地1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名 (専門相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、 法令等において規定されている指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の実施に 関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 専門相談員 2名(常勤 2名(うち1名は管理者と兼務))

専門相談員は、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、 あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な福祉用具の選定を行うとともに、その相 談に応じる。

福祉用具貸与計画(介護予防福祉用具貸与計画)(特定福祉用具販売の利用があるときは、特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成する)の作成・変更等を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
- (1) 営業日 月曜日から金曜日(祝日含む)までとする。

ただし、8月15日、12月31日~1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供方法及び取扱種目)

- 第6条 事業所で行う指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の提供方法は次のと おりとする。
 - (1) 指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕の提供に当たっては、利用者の 心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて使用方法の指導、留意事項、故 障時の対応等などの説明を行う。
 - (2) 指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与] の提供に当たっては、機能、使 用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。
- 2 事業所において取扱う指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]の種目は次のと おりである。
 - 1. 車椅子
 - 2. 車椅子付属品
 - 3. 特殊寝台

 - 4. 特殊寝台付属品
 - 5. 床ずれ防止用具
 - 6. 体位変換器 7. 手すり

- 8. スロープ
- 9. 歩行器
- 10. 歩行補助つえ
- 11. 認知症老人徘徊感知機器
- 12. 移動用リフト
- 13. 自動排泄処理装置

- (利用料等)
- 第7条 指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]を提供した場合の利用料の額は、 別添料金表によるものとし、当該指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕が法定 代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証に記載された 割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領以外の利用料については、別添料金表の額とする。
- 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を 徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
 - (1) 通常の事業実施地域を超えた所から片道10キロメートル未満 500円
 - (2) 通常の事業実施地域を超えた所から片道10キロメートル以上 1000円
- 4 指定福祉用具「指定介護予防福祉用具」の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用 については、実費とする。
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに 区分)について記載した領収書を交付する。
- 6 指定福祉用具[指定介護予防福祉用具]の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家 族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上 で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に 係る利用料の支払いを受けた場合は、指定福祉用具貸与(指定介護予防福祉用具貸与)の 内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に 対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、洲本市、淡路市、南あわじ市の区域とする。

(衛生管理等)

- 第9条 従業者の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行うとともに、事業所の設 備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。
- 2 回収した福祉用具については、株式会社トーシンへの委託契約に基づく方法により速 やかに消毒を行い、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを

区分して保管するものとする。

(事故発生時の対応)

- 第10条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

- 第11条 指定福祉用具貸与[指定介護予防福祉用具貸与]に係る利用者からの苦情に迅速 かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与] に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う質問若しくは照会に応じ、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定福祉用具貸与 [指定介護予防福祉用具貸与] に係る利用者から の苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体 連合会の指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガ イダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者

(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第14条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(個人情報の保護)

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生 労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイ ドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を 行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

- 第17条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。
- (1)事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する 委員会(テレビ話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催すると ともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を備える。
- (3)事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(身体拘束等の禁止)

- 第18条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - (2)継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従 業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約 の内容とする。
- 4 事業所は、指定福祉用具貸与〔指定介護予防福祉用具貸与〕に関する記録を整備し、当該サービスの提供を完結した日から5年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ジャックと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(別添) 料金表

<利用料算定期間取り扱いについて>

レンタル料は1ヶ月単位で計算し、日割り計算はしないものとし、レンタル開始月および終了月のレンタル料は次のとおりといたします。

- ◆レンタル開始日が開始月の15日以前の場合・・月額レンタル料の全額
- ◆レンタル開始日が開始月の16日以降の場合・・月額レンタル料の半額
- ◆レンタル終了日が終了月の15日以前の場合・・月額レンタル料の半額
- ◆レンタル終了日が終了月の16日以降の場合・・月額レンタル料の全額

但しレンタル開始と終了が同じ月内に行われた場合・・月額レンタル料の全額